

建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更にあたることの証明手数料

(2) (1)以外の非住宅部分の場合

ア モデル建物法による場合		単位 (円)
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		77,600
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		102,100
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		165,100
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1,0000平方メートル未満のもの		216,000
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		260,000
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの		305,000
イ 標準入力法等による場合		単位 (円)
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		199,200
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		257,100
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		366,700
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1,0000平方メートル未満のもの		453,000
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		535,000
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの		610,000